

■要求水準書（案）に係る新旧対照表

資料 2

要求水準書（案）に係る主な修正内容は以下のとおり。  
 なお、項目の修正などの軽微な修正については、本表の記載を割愛する。

No	項目名	該当箇所				旧		新																																
		頁	項目			令和5年12月修正版		令和6年4月修正版																																
1	目次						<table border="1"> <thead> <tr> <th>参考資料一覧</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿児島港本港区エリアの利活用の全体像</td> <td>入札公告時までに公表予定</td> </tr> <tr> <td>鹿児島港本港区景観ガイドライン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Bリーグクラブライセンス交付規則</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Bリーグホームアリーナ検査要項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Vリーグクラブライセンス交付規則</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SVリーグ/Vリーグホームアリーナ検査要項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スポーツ用品の販売・貸出物品</td> <td>入札公告時までに公表予定</td> </tr> </tbody> </table>	参考資料一覧	備考	鹿児島港本港区エリアの利活用の全体像	入札公告時までに公表予定	鹿児島港本港区景観ガイドライン		Bリーグクラブライセンス交付規則		Bリーグホームアリーナ検査要項		Vリーグクラブライセンス交付規則		SVリーグ/Vリーグホームアリーナ検査要項		スポーツ用品の販売・貸出物品	入札公告時までに公表予定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>参考資料一覧</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン</td> <td>同プラン（案）は公表済 入札公告時までに策定予定</td> </tr> <tr> <td>鹿児島港本港区景観ガイドライン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Bリーグクラブライセンス交付規則</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Bリーグホームアリーナ検査要項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Vリーグクラブライセンス交付規則</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SVリーグ/Vリーグホームアリーナ検査要項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スポーツ用品の販売・貸出物品</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	参考資料一覧	備考	鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン	同プラン（案）は公表済 入札公告時までに策定予定	鹿児島港本港区景観ガイドライン		Bリーグクラブライセンス交付規則		Bリーグホームアリーナ検査要項		Vリーグクラブライセンス交付規則		SVリーグ/Vリーグホームアリーナ検査要項		スポーツ用品の販売・貸出物品	
参考資料一覧	備考																																							
鹿児島港本港区エリアの利活用の全体像	入札公告時までに公表予定																																							
鹿児島港本港区景観ガイドライン																																								
Bリーグクラブライセンス交付規則																																								
Bリーグホームアリーナ検査要項																																								
Vリーグクラブライセンス交付規則																																								
SVリーグ/Vリーグホームアリーナ検査要項																																								
スポーツ用品の販売・貸出物品	入札公告時までに公表予定																																							
参考資料一覧	備考																																							
鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン	同プラン（案）は公表済 入札公告時までに策定予定																																							
鹿児島港本港区景観ガイドライン																																								
Bリーグクラブライセンス交付規則																																								
Bリーグホームアリーナ検査要項																																								
Vリーグクラブライセンス交付規則																																								
SVリーグ/Vリーグホームアリーナ検査要項																																								
スポーツ用品の販売・貸出物品																																								
2	総則	3	第1	5	(1)	(1) 設計・建設期間 令和7年4月から令和11年3月末日 選定事業者は、令和11年3月末日までに設計図書に定められた工事を完成させること。	(1) 設計・建設期間 令和7年4月から令和11年3月末日 選定事業者は、令和11年3月末日までに設計図書に定められた工事を完成させること。 ただし、供用開始日及び事業終了日を変更しない場合に限り、事業者は、令和11年5月末日まで設計・建設期間を延長する提案ができる。 その場合、開業準備業務については、設計・建設期間中であっても供用開始日に支障をきたさないよう、並行して業務を実施すること。																																	
3	施設整備に関する要求水準	5	第2	1	(1)	(1) 施設整備方針 施設整備に当たっては、基本構想に基づくとともに、県が令和5年度に策定を予定する「本港区エリアの利活用の全体像※」及び「鹿児島港本港区景観ガイドライン」を踏まえること。 ※ 本港区エリアの利活用の全体像 本港区エリア一帯の利活用について、「鹿児島港本港区エリア利活用に係る検討委員会」において、「スポーツ・コンベンションセンター基本構想」や港湾としての機能を踏まえつつ、県全体に経済効果を波及させていくという視点を念頭に置いて、同エリアを巡る様々な意見も聞きながら、「鹿児島港本港区エリアまちづくりランドデザイン」の開発コンセプトに基づき、令和5年度にゾーニング案のとりまとめなどを行うこととしている。県としては、これらを踏まえ、令和5年度末を目途に、本港区エリアの利活用の全体像の策定を目指している。	(1) 施設整備方針 施設整備に当たっては、基本構想に基づくとともに、「鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン」及び「鹿児島港本港区景観ガイドライン」を踏まえること。																																	

## ■要求水準書（案）に係る新旧対照表

要求水準書（案）に係る主な修正内容は以下のとおり。  
 なお、項目の修正などの軽微な修正については、本表の記載を割愛する。

No	項目名	該当箇所				旧	新
		頁	項目			令和5年12月修正版	令和6年4月修正版
4	施設整備に関する要求水準	5	第2	1	(2) ア	<p>(2) 施設整備に係る基本要件                      ア 本施設等の概要                      (7) 本施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ・コンベンションセンター                          メインアリーナ，サブアリーナ，武道場，                          弓道場及び付属施設である。</li> <li>・ 外構                          多目的広場，本施設用地内駐車場・駐輪場                          及び付属施設である。</li> </ul> <p>(1) 駐車場                      駐車場については，基本構想において住吉町15番街区に整備することとしているが，<u>県が設置した「鹿児島県本港区エリアの利活用に係る検討委員会」の検討結果によっては，本施設周辺の県営駐車場の収容台数の増により機能代替を検討する。</u></p> <p>※ <u>鹿児島県本港区エリアの利活用に係る検討委員会（令和4年12月設置）</u>                      本港区エリア一帯の利活用について，「スポーツ・コンベンションセンター基本構想」や港湾としての機能を踏まえつつ，県全体に経済効果を波及させていくという視点を念頭に置いて，同エリアを巡る様々な意見も聞きながら，鹿児島県本港区エリアまちづくりグランドデザインの開発コンセプトに基づき，同エリアの利活用の全体像の検討を行うことを目的に構成する委員会。</p>	<p>(2) 施設整備に係る基本要件                      ア 本施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ・コンベンションセンター                          メインアリーナ，サブアリーナ，武道場，                          弓道場及び付属施設である。</li> <li>・ 外構                          多目的広場，本施設用地内駐車場・駐輪場                          及び付属施設である。</li> </ul> <p>※ <u>基本構想において住吉町15番街区に整備することとした駐車場については，本事業には含めない。</u></p>
5	施設整備に関する要求水準	5	第2	1	(2) イ	<p>(7) 本施設用地（項目名のみ）</p> <p>(1) 駐車場用地  <u>「鹿児島県本港区エリアの利活用に係る検討委員会」の検討結果によっては，本施設周辺の県営駐車場の収容台数の増により機能代替を検討する。</u></p>	削除

## ■要求水準書（案）に係る新旧対照表

要求水準書（案）に係る主な修正内容は以下のとおり。  
なお、項目の修正などの軽微な修正については、本表の記載を割愛する。

No	項目名		該当箇所					旧	新	
			頁	項目				令和5年12月修正版	令和6年4月修正版	
6	維持管理・運営に関する要求水準	基本計画	41	第4	1	(8)	ア	(ア)	(ア) 基本計画 維持管理・運営業務の開始の6か月前までに提出すること。	(ア) 基本計画 県との協議を行った上で、維持管理・運営業務の開始の1か月前までに提出すること
7	維持管理・運営に関する要求水準	建築物保守管理業務	46	第4	2	(3)	ウ	(ク)	・ 金属部の錆、結露、カビの発生を防止すること。	・ 金属部の錆、結露、カビの発生防止措置を講じること。
8	維持管理・運営に関する要求水準	施設台帳及び完成図面等への反映	50	第4	2	(8)	ウ	(エ)	(エ) 施設台帳及び完成図面等への反映 施設の修繕・更新を行った場合、修繕内容を履歴として記録に残し、以後の維持管理業務を適切に実施すること。 また、修繕内容を施設台帳及び完成図面等に反映させ、常に最新の施設・設備等の状態が分かるようにすること。	(エ) 修繕・更新の記録 施設の修繕・更新を行った場合、修繕内容を履歴として記録に残し、以後の維持管理業務を適切に実施すること。 また、常に最新の施設・設備等の状態が分かるようにすること。
9	維持管理・運営に関する要求水準	混雑時の対応	56	第4	3	(2)	イ		イ 混雑時の対応 多くの来場者が予想される場合は、誘導員を適切に配置するほか、臨時バスの運行、公共交通の利用促進、駐車場内及び車両入口付近に車両を誘導する警備員の配置、アフターイベント等の開催による移動時間の分散、中心市街地への誘導など、混雑の緩和、安全の確保について対応を行うこと。	イ 混雑時の対応 多くの来場者が予想される場合は、誘導員を適切に配置するほか、臨時バスの手配、公共交通の利用促進、駐車場内及び車両入口付近に車両を誘導する警備員の配置、アフターイベント等の開催による移動時間の分散、中心市街地への誘導など、混雑の緩和、安全の確保について対応を行うこと。

## ■要求水準書（案）に係る新旧対照表

要求水準書（案）に係る主な修正内容は以下のとおり。  
 なお、項目の修正などの軽微な修正については、本表の記載を割愛する。

No	項目名		該当箇所				旧	新
			頁	項目				
						令和5年12月修正版	令和6年4月修正版	
10	別紙9 必要諸室及び 仕様	メインアリー ナ					<p>・床については、スポーツ利用に最適で、コンサート・イベントなど多目的利用においても機能的であり、耐久性に優れた仕様とすること。また、大型車両（11tトラック以上）での直接搬入が可能な床構造（集中荷重5t以上）とすること。床仕上げは、体育館用長尺弾性塩ビシートとすること。</p>	<p>・床については、スポーツ利用に最適で、コンサート・イベントなど多目的利用においても機能的であり、耐久性に優れた仕様とすること。また、大型車両（11tトラック以上）での直接搬入が可能な床構造（集中荷重5t以上）とすること。床仕上げは、体育館用長尺弾性塩ビシートとすること。</p> <p>床下地の構造は、事業者の提案とする。ただし、コンクリートスラブに直接体育館用長尺弾性塩ビシートを敷設することは不可とする。</p>
11	別紙9 必要諸室及び 仕様	サブアリーナ					<p>・床については、メインアリーナと同一の床仕上げとすること。</p>	<p>・床については、メインアリーナと同一の床仕上げとすること。</p> <p>床下地の構造は、事業者の提案とする。ただし、コンクリートスラブに直接体育館用長尺弾性塩ビシートを敷設することは不可とする。</p>

## ■実施方針に係る新旧対照表

実施方針に係る主な修正内容は以下のとおり。  
 なお、項目や字句の修正などの軽微な修正については、本表の記載を割愛する。

No	項目名	該当箇所		旧	新
		頁	項目	令和5年12月公表版	令和6年4月修正版
1	特定事業の選定に関する事項	2	1 (1) オ	<p>オ 本施設等の概要                      本施設は、「スポーツ・コンベンションセンター」、「外構」及び「自由提案施設」で構成される。また、本施設とは異なる事業用地に本施設利用者用の「駐車場」を検討している。本施設及び駐車場（以下、「本施設等」という。）は、地方自治法第244条に規定する「公の施設」として県民の利用に供する。</p> <p>(ア) 本施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ・コンベンションセンター                          メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、弓道場及び付属施設である。</li> <li>・ 外構                          多目的広場、本施設用地内駐車場・駐輪場及び付属施設である。</li> </ul> <p>(イ) 駐車場                      駐車場については、基本構想において住吉町15番街区に整備することとしているが、県が設置した「鹿児島県本港区エリアの利活用に係る検討委員会※」の検討結果によっては、本施設周辺の県営駐車場の収容台数の増により機能代替を検討する。</p> <p>※ 鹿児島県本港区エリアの利活用に係る検討委員会（令和4年12月設置）                      本港区エリア一帯の利活用について、「スポーツ・コンベンションセンター基本構想」や港湾としての機能を踏まえつつ、県全体に経済効果を波及させていくという視点を念頭に置いて、同エリアを巡る様々な意見も聞きながら、鹿児島県本港区エリアまちづくりグランドデザインの開発コンセプトに基づき、同エリアの利活用の全体像の検討を行うことを目的に構成する委員会。</p>	<p>オ 本施設の概要                      本施設は、「スポーツ・コンベンションセンター」、「外構」及び「自由提案施設」で構成され、地方自治法第244条に規定する「公の施設」として県民の利用に供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ・コンベンションセンター                          メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、弓道場及び付属施設である。</li> <li>・ 外構                          多目的広場、本施設用地内駐車場・駐輪場及び付属施設である。</li> </ul> <p>※ 基本構想において住吉町15番街区に整備することとした駐車場については、本事業には含めない。</p>

## ■実施方針に係る新旧対照表

実施方針に係る主な修正内容は以下のとおり。  
 なお、項目や字句の修正などの軽微な修正については、本表の記載を割愛する。

No	項目名		該当箇所				旧	新
			頁	項目			令和5年12月公表版	令和6年4月修正版
2	特定事業の選定に関する事項	事業期間	2	1	(1)	ク (ア)	(ア) 施設整備期間 令和7年4月から令和11年3月末日	(ア) 施設整備期間 令和7年4月から令和11年3月末日※  ※ 施設整備期間について、供用開始日及び事業終了日を変更しない場合に限り、事業者は、令和11年5月末日まで施設整備期間を延長する提案ができる。その場合、開業準備業務については、施設整備期間中であっても供用開始日に支障をきたさないよう、並行して業務を実施すること。